

平成 28 年度 第 1 回 宇治市子ども・子育て会議 会議録

<日 時> 平成 28 年 9 月 14 日 (水) 15:00～17:00

<場 所> 宇治市生涯学習センター 第 2 ホール

<出席者> (委員：16 人出席／23 人中)

安藤会長、松井(敏)副会長、青山委員、大西委員、岡本委員、竹田委員、中村委員、
面村委員、渡辺委員、岡見委員、荻原委員、岸委員、弓指委員、伊藤委員、迫委員、
松井(明)委員

(事務局：17 人)

教育部 澤畑教育部長、伊賀教育部副部長、瀬野教育支援センター長、
藤原教育部参事兼生涯学習課長兼生涯学習センター長、
縄手教育総務課長、井上学校教育課長、金久一貫教育課長、
富治林教育支援課長

健康長寿部 斉藤健康長寿部長、高田保健推進課長

福祉子ども部 星川福祉子ども部長、澤田福祉子ども部副部長兼地域福祉課長、
上道保育支援課長、北尾子ども福祉課長、湯浅子ども福祉課主幹、
西阪保育支援課保育支援係長、野口保育支援課計画係長、
三品子ども福祉課子育て企画係長、
西村子ども福祉課子育て企画係主任、
竹本子ども福祉課子育て企画係主任

(傍聴者) 2 人

<会議内容>

1 開会

【会 長】定刻になりましたので、会議を開会します。なお、本日の会議は「宇治市子ども・子育て会議の会議の公開に関する要項」に基づいて公開としています。

- ・事務局より、会議の成立確認報告

2 新任委員紹介

- ・事務局より、資料 1 に基づき、委員選出団体の役員改選と人事異動等に伴う、2 名の新任委員の紹介

各委員自己紹介

事務局自己紹介

- ・事務局より、配付資料の確認

3 議事

(1) 「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における平成 28 年度の主な取り組み状況について

- ・事務局より、資料 2 『宇治市子ども・子育て支援事業計画』における平成 28 年度の主な取り組み状況について」に基づき説明が行われた。

【委員】資料 2 の 1 ページ、「2. 公立幼稚園検討委員会」についてですが、平成 28 年 4 月から一部の保育所が認定こども園に移行している中、具体的にどのような方向性で検討されているのですか。

【事務局】平成 22 年度における「宇治市就学前教育のあり方検討委員会」のまとめをふまえた方針では、公立幼稚園については、当面 4 園体制を維持するものの、今後、定員充足率がおおむね 50%まで低下した場合には、再編も含めた検討を行うこととされていました。今般、公立幼稚園の定員充足率が 50%を下回っていることから、委員会を立ち上げ、公立幼稚園の再編・認定こども園化、また 3 年保育や特別支援教育などの充実方策を検討していただくこととしております。

【委員】子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえて、市全体の子どものことを考えて、市内部での議論のみに終わらせることなく、幅広い範囲で検討をしていただきたいと思います。委員会の構成は内部の方ばかりですか。

【事務局】検討委員会には、学識経験者や、私立幼稚園の代表など、また保護者にも委員として入っていただいております。公立幼稚園の現場を見ていただくなど、現状の把握をしていただきながら、公立幼稚園の適正な規模・意義・役割などとともに、市全体として幅広く子育て支援ができる体制が築けないか、将来を見据えて議論をしていただいております。

【委員】将来というのは、どうなることを目標にしているのですか。

【事務局】定員充足率が 50%を下回っていることは課題の一つだと思っております。また、子育て支援を社会全体で取り組んでいくという体制を構築していくことも目標に進めていきたいと思っております。

【委員】市内の就学前の施設は、私立幼稚園もありますし、保育所・認定こども園も 19 施設あります。ぜひ、狭い範囲だけでなく、市全体の子どものためにどういうことが必要か、検討を進めていただきたいと思っております。

【委員】資料 2 の 4 ページ、「4. 放課後児童健全育成事業（民間事業者への補助創設）」についてですが、具体的にどのような内容のものですか。また、事業者ごとの今年の利用状況を教えてくださいいただけますか。

【事務局】 これまでから、民間事業者においては、放課後児童健全育成事業を実施されていましたが、市としての補助制度はありませんでした。また、これまで民間事業者による放課後児童健全育成事業は、京都府への届出となっておりましたが、子ども・子育て支援新制度の施行とともに市町村への届出となり、市町村が定める基準を守って運営いただくということに変わりました。そのような中、本市の育成学級では定員を超える申し込みをいただいている状況もありますので、総合的な放課後児童対策のひとつとして、児童の受け入れを行っていただいている民間事業者による放課後児童健全育成事業に対する補助制度を新設したものです。補助内容としては、児童1人あたり月額5,000円を事業者へ補助するものです。各事業者の利用人数ですが、のぼり児童館では定員200人を超える人数を受け入れていただいているほか、南浦クラブ、学童保育ひつじ組におきましても定員20人とほぼ同数の人数を受け入れていただいている状況です。

【委員】 資料2の5ページ、「3. 【新規】不登校児童生徒支援モデル事業」について、国委託事業とありますが、国から依頼を受けて実施しているものですか。また、具体的にどのような規模でどのような内容で実施しているのですか。

【事務局】 この事業は、不登校対策に取り組む自治体を国が募集し、宇治市が応募して実施しているものです。具体的には2つの柱があり、ひとつは不登校対策にかかる学校での体制づくりとして、今年度はモデル校として3つの中学校区を指定して取り組んでいます。もうひとつは家庭訪問事業として、全小中学校から相談のあったケースについて、重篤なものをピックアップして取り組んでいるものです。

【委員】 コーディネーターはどのような体制ですか。各学校に配置されているスクールカウンセラーと連携しているのですか。

【事務局】 中心になるコーディネーターは1名ですが、別に訪問支援員4名が交替で対応しています。さらにこれに加えて、常勤ではありませんが、スクールソーシャルワーカーが必要に応じて関わっています。スクールカウンセラーは現在も一定関わっていますが、今後、スクールカウンセラーも含めて、学校にある資源をどう組み合わせる体制づくりをしていくのかということを考えていく必要があると思っております。

【委員】 資料2の5ページ、「1. 【拡充】子育て情報誌（カラー化・配布対象拡大）」について、子育て情報誌がフルカラー化され、以前の2色刷りのものから大幅に見やすくなっていると思います。これはこれで良い取り組みなのですが、以前のこの会議で、他の委員から、スマートフォンを使って、好きな時に好きな情報を取れるような仕組みをつくってはどうかという意見もあったと思います。このことについての検討状況はどうですか。

【事務局】 スマートフォンなどを活用した子育て情報の提供のあり方については、引き続き検討が必要な事項であることは認識しています。一方で、市としては、まずはこれまで取り組んできた情報誌を充実させようということで、今回、有料広告事業を活用してコストを抑えながら、

フルカラー化とともに就学前児童のいる全家庭へ郵送しました。また、市内で実施している子育て支援事業をカレンダー形式にまとめたものを毎月、市ホームページに掲載を始めており、市政だよりや各施設にて配架しているチラシにも、そのサイトへアクセスできるQRコードを掲載するなど、現状で工夫しながら取り組んでおります。

【委員】子育て情報誌は、とても良くなったと思います。最近の保護者をみていると、今気になっていることはすぐにスマートフォンで入手されるのですが、その前後にどういうことがあるかということを見ていない方が多く感じます。そういう意味では、子どもが生まれる前からどういう支援があつて、生まれた後にどういう支援があるのかということが大事だと思いますので、スマートフォンでの情報提供も良いですが、紙媒体での情報提供も続けていってほしいと思います。

【委員】子育て情報誌の郵送は、就学前児童のいる全家庭が対象ということですが、子どもの年齢でいうと何歳から何歳までですか。あと、郵送した世帯数はどれぐらいの数ですか。

【事務局】子どもの対象年齢は、0歳から6歳までで、約7,000世帯に郵送しました。

【委員】この情報誌を見ていると、“妊娠がわかったら”というページがありますが、母子手帳の交付時にも配布されているのですか。

【事務局】母子手帳交付時にも、配布しています。

【委員】この情報誌は、業者が作成したものを市で承認されたのですか。また、広告掲載を希望した事業者の広告をどのページに載せるかなど、割り付けは業者に任せたのですか。

【事務局】まず、市から業者へ掲載原稿を提供し、そのうえで業者がレイアウト作業を行っています。一方、広告は業者が募集し、割付も含めて行っています。最終的には、全てを市で点検等を行い、必要があれば修正を指示して、最終の案を確認したうえで、業者が印刷・製本・納品を行っています。

【会長】計画に基づいた取り組みについては、今日いただいた意見を踏まえて、今後も引き続きしっかりと進めていただきたいと思います。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

・事務局より、資料3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について」に基づき説明が行われた。

【委員】認定こども園での1号認定の利用定員について、定員の約3%程度となっており、100人の施設では3人しか入ってもらえないという状況のようですが、この枠組みはどこでどのように決まったのですか。法律では、特に上限を設けることは決まっていなかったと思いますし、

保護者が施設を選択していけば良いのではないかと思います。もっと自由であっても良いのではないのでしょうか。需給調整をして定員設定を抑えるというのは、いかがなものでしょうか。

【事務局】宇治市子ども・子育て支援事業計画では、1号認定の量の見込みにつきましては、幼稚園も含めまして、確保方策、つまり受入枠が実際の児童数を大きく上回っている一方で、2号認定・3号認定につきましては、保育所を待機している児童がいる状況があります。そうした中、認定こども園の利用定員の設定にあたりましては、この会議でご意見をいただきながら、各法人と相談させていただく中で設定しているところです。具体的には、保育所では保護者が離職した場合には退所することになりますが、認定こども園では、退所することなく2号認定から1号認定に切り替えることで、引き続き同じ施設に通うことができるというメリットがあります。そうした児童の数を見込みながら、他市の状況も踏まえて設定しています。

【委員】子どもが増えない状況の中、親が働きやすい環境をつくる、子どもにとってよりよい環境を親が選択する、そういうことに枠をはめるのは良くないのではないのでしょうか。いつまでも同じ仕組みでやっていくということはどうかと思います。

【委員】今年4月から認定こども園に移行されましたが、現在の1号認定の子どもの数は、実際どれぐらいいるのですか。また、幼稚園の園児募集は9月から始まりますが、平成29年度に向けて、認定こども園での1号認定の子どもの募集はいつからされるのですか。

【事務局】平成28年8月現在ですが、1号認定の子どもは7施設あわせて15名となっています。また、平成29年度に向けての募集については、各施設共通ではありませんが、受入枠に余裕のある施設については、9月以降随時募集していくということでお聞きしています。各法人の運営状況等もあると思いますので、募集しない施設もあるかもしれません。

【委員】2号、3号認定の募集は、いつ頃されるのですか。

【事務局】従来の保育所と同様に、一斉入所申請ということで12月に受付を行う予定です。

【委員】認定こども園における1号認定の子どもは、ほぼ幼稚園と同じ条件の子どもですし、認定こども園の1号認定の子どもは、幼稚園と同様、他の市町村から通われる子どももいます。そういう意味では、幼稚園が9月から募集されるのであれば、認定こども園の1号認定の子どもの募集も同時期にすることが望ましいと思います。ただ、認定こども園は、宇治市では始まったばかりであり、待機児童もいる中ですので、いろいろな意味で過渡期だと思っています。いずれは、認定こども園に入りたい1号認定の子どもが100人きたら、100人とも入ってもらえるのがあるべき姿なのではないかと思います。このように、認定こども園のあるべき姿と、実態に乖離があることは皆さんに知っておいていただきたいと思います。

【事務局】現時点では、待機児童の問題などもありますので、保育所から認定こども園に移行する際に

は、1号認定の利用定員に一定制限をかけるような枠組みになっており、宇治市としましては、難しい判断をせざるを得ない状況であると受け止めています。いずれにしましても、宇治市においては、認定こども園を設置したばかりですので、現在のこの枠組みについて、将来的にもこれで良いとは考えておりませんので、皆さんからご意見をいただきながら、その時の待機児童の状況や保護者のニーズ、公立幼稚園検討委員会での検討状況なども踏まえて、総合的かつ慎重に判断していく必要があると思っております。

【委員】公立幼稚園に通っている、障害のある子どもの保護者から話を聞いたのですが、子どもの数は少ないけれど、とても手厚く丁寧に子どもを見てくれて良かったという声を聞きました。定員を割り込んでいるからといって一概に悪いことでは無いと感じました。その一方で、別の保護者からは、保育所に入るまでは、地域で他の子どもや保護者と仲良くしたいけれど、同じ保育所に入りたいと思っていて、別々の保育所になったり、一方の子どもだけが入りたい保育所に入れたりすると気まずくなるので、あえて地域で他の保護者と仲良くしないようにしているという話も聞きました。こういう話を聞くと、本当に悲しくなります。やはり子どもの年齢にかかわらず、保護者と子どもが通いたい施設に通えるという宇治市になってほしいと思っています。そういう状況の中で、先ほどから議論になっている利用定員の扱いについては非常に難しい内容だと感じています。利用定員の設定は、最終的にこの会議で決定権があるのですか。

【事務局】子ども・子育て支援法におきまして、市町村が利用定員を設定する際は、子ども・子育て会議で意見を聞かなければならないとされており、皆さんのご意見を踏まえて、都道府県と調整しながら、最終的には市町村が決定することになります。繰り返しになりますが、宇治市では、保育所で待機児童が発生している状況があり、そうした中で、保育所から認定こども園に移行される際に、従来の保育所部分である2号・3号認定の定員を増やさずに、1号認定の定員を制限なしに設定するという事は、現時点では難しいと考えています。ただし、今後しばらく、この考え方で続けていくというつもりでもありませんので、平成29年度から平成31年度まで、毎年度の状況も見ながら、各認定区分の定員設定については、皆さんのご意見をお聞きする中で、慎重に判断していくことが必要だと思っています。そういう意味では、認定こども園は平成28年度から始まったばかりですので、現在の1号認定の子どもの数が36名の定員に対して15名という状況についても、定員設定が過大なのではないかという判断は拙速だと思いますし、逆に36名以上のニーズがあるかどうかの判断もしにくい状況だと思います。そうした中で、平成29年度に認定こども園に移行される1施設については、一旦平成28年度の利用定員の考え方を準用させていただいております。

【委員】幼稚園は、就労の有無にかかわらず入れる施設ですが、保育所は、保護者が就労していないと、その保育所に入りたくても入れません。ところが、認定こども園は、保護者の就労にかかわらず、入りたければ入ることができる。ここが子ども・子育て支援新制度のポイントです。待機児童対策も必要ですが、安直に考えるだけではなく、すべての子ども、保護者が、入りたい施設に入れるように、希望する環境で子どもが成長できるような、そんな宇治市にしていくという理念が無いといけないと思います。

【委員】今のお話を聞いていて思ったのですが、今年の4月から認定こども園に移行した7施設も、来年4月から移行予定の1施設も、いずれも保育所からの移行ですが、待機児童対策ということであれば、私立幼稚園から認定こども園への移行ができれば、効果があると思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

【委員】認定こども園にも4種類あって、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とありますし、避けて通れない話として、財源の問題もあります。空いているのであれば、認定こども園になれば良い、待機児童を受け入れれば良いという簡単な話ではないのではないかと思います。また、もともと子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の1号認定、私立幼稚園、公立幼稚園の子どもは、それぞれの保護者負担を同じにすると謳われていました。しかし、現時点では、この保護者負担の問題もはっきりと整理されていないと思います。そのような中で、今後どういう施設が必要かを考えるにあたっては、保護者の選択によって、どの施設も共存していけるような形で、宇治市が全体を調整していただけたらと思います。決して、私立幼稚園が認定こども園にならないということではないと思っています。

【会長】利用定員のあり方については、今日の意見を踏まえて、また今後の保護者ニーズや事業者の意向なども踏まえて、事務局でしっかり検討していただきたいと思います。

(3) 平成27年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について

・事務局より、資料4「平成27年度『宇治市子ども・子育て支援事業計画』の内部評価結果について」、資料5「平成27年度『宇治市子ども・子育て支援事業計画』具体的施策評価シート」、資料6『宇治市子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況の管理・評価手法に対する各委員からのご意見等について」に基づき説明が行われた。

【委員】計画では、5つの基本目標の下に、施策の方向性、取り組み内容、具体的施策とぶら下がっており、個々の具体的施策についての内部評価が、それぞれの担当課によってされているのはわかるのですが、ひとつ上の分類である“取り組み内容”として括ってみると、担当課の評価にばらつきがあります。私たち委員として、個別の具体的施策のレベルで意見を言えるのでしょうか。それとも、その上の分類で意見を言っても良いのでしょうか。

【事務局】今回の内部評価結果は、具体的施策ごとの評価シートとなっており、それぞれの担当課が評価しております。今回、委員の皆さんには、この具体的施策についての内部評価に対するご意見をいただくことはもちろんですが、一番上の分類である5つの基本目標のレベルでご意見をいただくことも差し支えありません。ただ、委員からいただいたご意見を各担当課へフィードバックさせていただくことを考慮しますと、なるべくどこの部署のどの事業へのご意見なのかがわかるようにお願いできればと思っています。

【委員】資料5の123ページ、具体的施策「多様な形態による保育施設の運営の検討」についてですが、上段の事業「保育所の認定こども園への移行等に関する意向調査及び調整」については、

評価理由にもあるように、実際に平成 27 年度の意向調査・調整の結果、平成 28 年度に 7 施設が認定こども園に移行したので、内部評価が「A」となっているのは理解できるのですが、下段の「幼稚園の認定こども園への移行等に関する意向調査及び調整」については、調査の実施のみとなっているが内部評価は同じ「A」となっています。担当課が違うものの、このあたりの評価のばらつきが気になります。できれば、「A」の中でも良くできているものは、「AA」や「AAA」などがあっても良いと思いますので、意見として申し上げておきます。

【会 長】かなり資料のページ数もありますので、今日いただけなかったご意見は、別途事務局へ 9 月 30 日までにお出しただけたらと思います。事務局においては、集まった意見を担当課へフィードバックしていただいて、見直すべきところについては見直していただき、評価結果に反映させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4 その他

- ・事務局より、内部評価結果への意見提出方法について改めて説明。
- ・事務局より、現在の委員任期が、平成 28 年 12 月 17 日までであることを確認。

【会 長】今、事務局から任期についての説明がありましたが、次回の会議は来年に予定しておりますので、その間に我々の任期が一旦終わることになります。この会議の設置条例第 7 条第 1 項では、会議の招集は会長が行うこととされていますが、次回の会議については、改選後の開催となり、会長が決まっていない状況となりますので、会長が招集することができません。そこで、条例第 10 条に基づき、皆さんにお諮りします。来年に予定しております次回の会議の招集につきましては、会長が決まっていない状況であることから、委員を委嘱いただく宇治市長より招集いただくこととしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

—委員からの意見、異議なし—

【会 長】ありがとうございます。それでは、任期後の初回の会議の招集については、市長から招集いただくということで事務局をお願いしたいと思います。

- ・会長挨拶
- ・事務局挨拶

5 閉会